



いのちの尊さ

雲南市人権センター 所長 坂本 武男

「いまここにしかないわたしのいのち あなた
のいのち」これは、相田みつをさんのことばで
す。この大切な「いのち」がやもすると軽く見
られてはいないでしょうか。

近年、親が子を、子が親を殺傷する事件、無差
別殺傷や通り魔事件、麻薬・覚せい剤の乱用、イ
ンターネット犯罪などこうした多くの犯罪が、凶
悪化、低年齢化傾向にあり大きな社会問題となっ
ています。

平成二十九年度版「犯罪白書」によりますと、
ここ近年、犯罪発生件数は、漸減傾向にあるもの
の検挙人数に占める再犯者の割合が上昇してお
り、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止対策が
重要であると述べられています。

このような中であって、全国約四万八千人、
雲南地区で五十一名の保護司の皆様方は、無償
ボランティアとして、更生指導や就労援助など
の保護観察、社会復帰に向けた環境づくり、さ
らには、「社会を明るくする運動」への参画な
ど、昼夜を分かたず犯罪予防活動を展開されて
いらっしやいますことに敬意と感謝を申し上げ
ます。

こうしたいろいろな活動をされている保護司
の皆様は、時代の変化を的確に読み取りながら
「いのちの尊さ」を伝えるという重要な役割を

果たされております。

平成二十八年十二月「再犯の防止等の推進に
関する法律」が施行され、再犯防止や立ち直り
支援に関する広報・啓発活動の積極的な推進、
加えて七月を「再犯防止啓発月間」とすること
などが、定められました。

雲南地区保護司会をはじめ、更生保護女性会
や雲南地区協力雇用主会など更生保護を支える
関係機関・団体などが、一層連携を深められ安
全で安心して暮らせるまちづくりにご尽力を賜
りますようお願い申し上げます。

雲南市人権センターといたしましても、微力
ではありますが、更生保護を支える皆様とともに
にそのまちづくり実現に努めてまいりたいと思
いますのでよろしくお願いいたします。

表紙の写真

「三成愛宕祭の一夜城」

三成愛宕祭は、二〇〇年の歴史を持ち毎年
八月二十四日に開催されます。

有名な一夜城は、江戸時代の中ごろ若者たち
が地元の人々を驚かせようと、前夜夜紙に描い
た城を、やぐらを組んで張りつけたという故事
にならったものです。

第68回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行からの立ち直りに取り組む人たちを再び地域に受け入れ、地域の中で適切な「仕事」や「居場所」を確保することなどにより、責任ある社会の一員となるよう支え、誰もがやり直すチャンスあふれる社会を構築することが重要です。

昨年12月には、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、政府として初となる「再犯防止推進計画」を策定しました。「推進計画元年」となる本年は、この計画を着実に実施するため、国、地方公共団体、民間が一体となって、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組を一層強力に推し進めることが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”と再犯の防止に向けた取組の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福の黄色い羽根^{しあわせ}」のもと、様々な分野から、多くの方々に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

平成30年7月1日

内閣総理大臣

安倍晋三

目的と事業

更生保護法人 島根保護観察協会定款 (抜粋)

(目的)

第3条 この法人は、島根県内における更生保護に関する事業の充実発展に寄与するとともに、更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対し、その自立更生に必要な保護を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の連絡助成事業及び一時保護事業を営む。

- (1) 更生保護事業を営む者に対する連絡、調整又は助成
- (2) 保護司活動に対する連絡、調整又は助成
- (3) 更生保護に関する民間協力組織に対する連絡、調整又は助成
- (4) 犯罪予防を図るための世論の啓発その他の活動
- (5) 更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対する金品の給与
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

(会 員)

第40条 この法人に会員を置くことができる。

- 2 会員は、本会の目的に賛同する個人又は団体をもって構成し、理事長の承認を得る。
- 3 会員は、これを分けて次の5種とする。

普通会員	年額1,000円以上を拠出する者	協会員	年額3,000円以上を拠出する者
賛助会員	年額5,000円以上を拠出する者	特別会員	年額1万円以上を拠出する者
名誉会員	年額10万円以上を拠出する者		

- 4 会員は、毎年度、事業計画、収支予算、事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

※この主旨に基づいて保護司がご家庭を伺いました際には、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。



岩田桂子さんを偲んで

大東町保護司 土谷 文江



三月に突然岩田桂子さんの訃報を聞き、びっくり致し信じられない程のショックを受けました。今年に入り体調が少し悪いと話されたのが最後の会話となりました。

岩田さんは、長きにわたり保育士として保育一筋に歩んでこられました。退職後は、地域において福祉活動に力を注ぎいろいろな業績を残されました、また保護司として一緒に活動をして参りました。

大東町保護司会では、共に研修会を通し悩み事を相談してきました。また、本来明るい性格での会話が懇親会、研修旅行などの場を和やかにし皆の会話がはずんだ事が今は懐かしい思い出となっています。

また、企画調整保護司としてサポートセンターに勤められ保護司会事業の推進と支援をいただいた事に心から感謝致しております。

私達残された者は、貴女の意志について共に協力しあい、犯罪の無い住みよい地域になるよう努力して参りますのでどうか見守っていて下さい。

雲南更生保護サポートセンター

平成30年4月1日に移転しました

雲南更生保護サポートセンター（雲南地区保護司会事務所）

所在地：〒699-1332 雲南市木次町木次1012番地1（木次勤労青少年ホーム2階）

電話/FAX：0854-42-3550

E-mail：un-hogos@bs.kkm.ne.jp



更生保護サポートセンターには
企画調整保護司が常駐しています

編集後記

本号には雲南人権センター所長坂本様にお言葉をいただき、命の大切さを改めて感じ、命を守ることの一端を荷わせていることを重く受けとめました。罪を犯した人が立ち直って社会の中で生活しようとする時、それを理解し支えてくださる方が必要です。「社会を明るくする運動」を通じて、そのような

社会のチカラを増やすことも
私たち保護司の大切なつとめ
です。
(岡田)

- 編集委員長 藤原静雄
- 編集委員事務局長 石川 隆
- 編集委員 永瀬 晃
- 若月 薫
- 岡田礼子
- 楠 京子

あなたのまなざしで
**再出発を
見守る社会へ**

社会を明るくする運動
社会を明るくする運動推進委員会

7月は「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間です。